

## 参照：1 ⇒ 旧耐震基準と新耐震基準について

建築基準法は、昭和56年6月の改正を境として旧耐震基準と新耐震基準に大別されます。昭和56年5月以前の旧耐震基準は、中規模の地震を想定したものであり、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修する事で継続使用が可能ということが義務付けられたものでした。これに対して、昭和56年6月から適用されている現行の耐震基準（新耐震基準）は、中規模の地震（震度5強程度）に対してはほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震（震度6から震度7程度）に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じない事を目標としています。平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、旧耐震基準で建てられた建築物に被害が集中しました。一方で、新耐震基準の建築物には、被害が少なかった事がわかっています。